

○笛吹市移住支援金交付要綱

令和元年10月11日

告示第173号

改正 令和2年3月9日告示第30号

令和4年2月17日告示第16号

令和4年9月30日告示第201号

令和4年12月26日告示第237号

令和5年5月19日告示第95号

令和5年8月28日告示第144号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が山梨県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、山梨県と共同して行う移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業において、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)から市内に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することに関し、山梨県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要綱(以下「県実施要綱」という。)及び笛吹市補助金等交付規則(平成16年笛吹市規則第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 就業 県実施要綱第5移住支援事業及びマッチング支援事業2マッチング支援事業の規定、又は他の道府県における同様の規定に基づき登録された移住支援金対象法人(以下「対象法人」という。)への就業をいう。
- (2) 起業 県実施要綱第6起業支援事業の規定に基づく起業をいう。
- (3) 条件不利地域 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。
- (4) 東京23区 地方自治法(昭和22年法律第67号)第281条第1項に規定する特別区をいう。
- (5) マッチングサイト 移住支援金の対象法人として求人情報を掲載する

ため、山梨県が開設及び運営するサイト、又は他の道府県における同様のサイトをいう。

(交付金額)

第3条 移住支援金の金額は、次のとおりとする。

(1) 2人以上の世帯の申請の場合は、100万円とする。この場合において、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき100万円を加算する。

(2) 単身の申請の場合は、60万円とする。

(対象者要件)

第4条 移住支援金の交付対象者(以下「対象者」という。)は、次の第1号の要件を満たし、かつ、第2号、第3号又は第4号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては第5号の要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件については、次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3箇月前までを当該1年の起算点とすることができる。)

イ 移住先に関する要件については、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 平成31年4月1日以降に本市に転入したこと。

(イ) 移住支援金の申請時(以下「申請時」という。)において、転入後1年以内であること。

(ウ) 申請時において、本市に5年以上継続して居住する意思を有していること。

(エ) 申請時において、本市の市税を滞納していないこと。

ウ その他の要件については、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 暴力団等の反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
 - (イ) 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
 - (ウ) その他市長が移住支援金の交付対象として不相当と認めた者でないこと。
- (2) 就職に関する要件については、ア又はイに該当すること。
- ア 一般の場合は、次に掲げる事項の全てに該当すること。
- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - (イ) 就業先が、マッチングサイトに掲載している求人であること。
 - (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等(法人並びに個人事業主及び法人格を持たない団体をいう。以下同じ。)への就業でないこと。
 - (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
 - (オ) 上記イに規定する求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象法人として掲載された日以降であること。
 - (カ) 就業先の法人に、移住支援金の申請の日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- イ 専門人材(プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者)の場合は、次に掲げる事項の全てに該当すること。
- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
 - (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- (3) テレワークに関する要件については、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
イ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 起業に関する要件については、申請時において、1年以内に県実施要綱第6の規定する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(5) 世帯に関する要件については、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 対象者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 対象者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に本市に転入したこと。

エ 対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において、転入後1年以内であること。

オ 対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会勢力と関係を有する者でないこと。

(交付申請)

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、移住支援金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 就業証明書(移住支援金の申請用)(様式第2号)又は就業証明書(テレワークに関する移住支援金の申請用)(様式第2号の2)

(2) 本人確認書類の写し(運転免許証、パスポート、写真付住民基本台帳カード、マイナンバーカードのいずれか、又は次の2点。健康保険被保険者証、年金手帳、学生証、会社等の身分証明書、公的機関が発行する資格証明書等)

(3) 戸籍の附票の写し又は移住元における住民票の除票の写し

(4) 転入前に勤務していた退職証明書(勤務年数が分かるもの)

(5) 起業支援金交付決定通知書の写し(転入後起業した場合)

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を

交付することが適当と認めるときは、速やかに移住支援金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項による審査の結果、移住支援金を交付することが適当でないとき認めるときは、速やかに移住支援金不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第7条 交付決定を受けた申請者は、速やかに移住支援金請求書(様式第5号)を提出しなければならない。

- 2 市長は、交付決定を行った申請者に対し、申請日から3箇月以内に移住支援金の交付を行うものとする。

(報告及び立入調査)

第8条 山梨県及び市は、山梨県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、申請者及び就業先の法人に山梨県移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第9条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、就業先の法人の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして山梨県及び市が認めた場合はこの限りでない。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、全額の返還を請求するものとする。

ア 虚偽の申請をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に本市から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

- (2) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合は、半額の返還を請求するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定された移住支援金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則(令和2年3月9日告示第30号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の笛吹市移住支援金交付要綱の規定は、令和元年12月20日から適用する。

附 則(令和4年2月17日告示第16号)

(施行期日等)

1 この要綱は、公布の日から施行(以下「施行日」という。)し、この要綱による改正後の笛吹市移住支援金交付要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 令和2年12月22日から施行日までの間に本市に転入した者については、改正後の要綱第4条第1号イ(イ)及び第5号エ中「1年以内」とあるのは、「1年4箇月以内」と読み替えて適用するものとする。

附 則(令和4年9月30日告示第201号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の笛吹市移住支援金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則(令和4年12月26日告示第237号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年5月19日告示第95号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の笛吹市移住支援金交付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則(令和5年8月28日告示第144号)

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

移住支援金交付申請書

移住支援金の交付を受けたいので、笛吹市移住支援金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1. 申請者

フリガナ		性別	生年月日
氏名		男・女	年 月 日
住所	(〒 -)		
電話番号		メール	
携帯番号		アドレス	

2. 支援金の内容

(1) 申請対象の世帯構成員

	氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					

※年齢の欄には、提出日の年齢を記入してください。

(2) 申請額 単身60万円 世帯100万円 18歳未満の子1人につき100万円

申請額	円
-----	---

3. 確認事項(該当する回答を○で囲む。)

私は、申請日から5年以上継続して笛吹市に居住する意思があります。		はい・いいえ
私及び世帯員は、暴力団等の反社会的勢力と関係を有しません。		はい・いいえ
就業の 場合	私は、就業先法人の代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている者と、3親等以内の親族ではありません。	はい・いいえ
	私は、就業先法人に申請日から5年以上継続して勤務する意思があります。	はい・いいえ
私及び世帯員の個人情報について、山梨県及び笛吹市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき活用されることに同意します。		はい・いいえ
私は、笛吹市移住支援金交付要綱第8条に基づく報告及び立入調査や、同要綱第9条に基づく支援金の返還を求められた場合は、それに応じます。		はい・いいえ
私は、市が、私及び世帯員の市税収納状況を確認することについて承諾します。		はい・いいえ

4. 添付書類

- (1) 就業証明書(様式第2号)(転入後就業した場合)又は就業証明書(様式第3号)(テレワーク目的で移住した場合)
- (2) 本人確認書類の写し(運転免許証、パスポート、写真付住民基本台帳カード、マイナンバーカードのいずれか、又は次の2点。健康保険被保険者証、年金手帳、学生証、会社等の身分証明書、公的機関が発行する資格証明書等)
- (3) 申請者本人の戸籍の附票の写し又は移住元における住民票の除票の写し(過去10年間のうち、要件該当地へ5年以上居住していたことが分かるもの)
- (4) 転入前に勤務していた退職証明書等(直近及び通算5年以上東京23区内の勤務先へ勤務していた年数が分かるもの)
- (5) 起業支援金交付決定通知書の写し(転入後起業した場合)
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

所在地

事業者名

代表者名

印

電話番号

担当者

就業証明書(移住支援金の申請用)

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
求人サイト名称	
求人管理番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 ※マッチングサイト掲載求人の場合	3 親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

山梨県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務情報などの情報を、山梨県及び笛吹市の求めに応じて、同山梨県及び笛吹市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

(注)申請者が事業者に発行を依頼すること。

申請者が申請前に別途山梨県が指定する機関による確認を受けること。

山梨県確認印

様式第2号の2（第5条関係）

年 月 日

笛吹市長 様

所在地

事業者名

代表者名

⑩

電話番号

担当者

就業証明書(テレワークに関する移住支援金の申請用)

次のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の所 在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令(転勤、出向、出張、研修等含む)ではない
テレワーク交付 金	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業による資金提供をしていない

山梨県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務情報などの情報を、山梨県及び笛吹市の求めに応じて、同山梨県及び笛吹市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

(注) 申請者が事業者が発行を依頼すること。

様式第3号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



移住支援金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった笛吹市移住支援金の交付については、次のとおり決定したので、笛吹市移住支援金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の条件

- (1) 移住支援金事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、笛吹市移住支援金交付要綱第8条の規定により、申請者に必要な事項の報告、立入調査を求めることがあります。
- (2) 交付決定後、笛吹市移住支援金交付要綱第9条各号のいずれかに該当する場合は、各号に掲げる区分に応じ、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

3 備考

- (1) この通知書は、フラット35移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は、金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- (2) 支援金の返還を請求された場合は、フラット35移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- (3) 支援金の交付を受けた方に対するフラット35移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内取扱金融機関への申込みが必要となります。
- (4) この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は、金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- (5) 支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

様式第4号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



移住支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった笛吹市移住支援金の交付については、次のとおり決定したので、笛吹市移住支援金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

- 1 決定内容 不交付
- 2 不交付の理由

様式第5号(第7条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

申請者 住所
フリガナ
氏名
電話

移住支援金請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった移住支援金について、次のとおり請求します。

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名		銀行・信用組合 農協・信用金庫		本店 支店
口座種別	普通・当座	口座番号		
フリガナ				
口座名義				

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第2号の2(第5条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第6条関係)

様式第5号(第7条関係)